

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村名 (市町村コード)	東村 (473031)
地域名 (地域内農業集落名)	高江地区 (高江)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月25日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・高江地区は、村役場より15キロ程の最も北東に位置し、農地は車地区、新川地区にほ場整備された農地が広がる。立地的に村外からの農業参入がしづらく、農地の受け手となる若い農家が少ない状況にある。
・農業用水等の整備は、車地区・新川地区土地改良で整備されているが不十分な状況である。
・高齢農家が多く、将来後継者がいない農家がほとんどで、地域住民も村内で最も少ないことから、地域内での農地の受け手農家が少ない。また、繁忙期の人手が不足している。
・中心経営体が少ない為、地域外から新規就農者及び法人経営等の参入を検討し農地の受け手を呼び込む事が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域で栽培されている作物はパインアップル、かぼちゃを主体に、その他野菜類、ハーブ類等が栽培されており、それらの栽培を推進し、収益性の高い作物の生産と高付加価値化も推進していく。また、面的に規模の大きな農地や集約可能な農地では、牧草やサトウキビなど機械化作業による耕作可能な営農を図っていく。その際、周辺農地で栽培されている作物に影響が出ないよう耕作農地のゾーニングを検討し団地化を進めていく。
また、地域農業及びコミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者が効率的に営農できるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	163.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	89.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	9.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農地バンクを通して、担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想到達者、農業生産法人等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等の受け手を中心に集約可能な農地の拡大を進め、担い手農業者への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画で設定した農地を農地中間管理機構を介して貸し付け、出し手・受け手の農地利用及び経営意向を考慮しながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
車地区・新川地区の面的基盤整備済の農地を中心に担い手農業者の意向を踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要な基盤整備等を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
村及び村新規就農者育成センター、村農業委員会、県、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の指導や農地をあっせんし、就農相談から定着まで支援できるよう取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るためJA北部地区営農振興センター農務部による作業受託等の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやカラスによる被害が拡大しないよう防止柵の設置を推進・支援する。
- ②土づくりを推進し、有機・減農薬・減肥料農業を段階的に進め、生産物の高付加価値化を図る。
- ③トラクターなどを遠隔操作が可能な農業機械の導入を推進する。
- ⑤パインアップル等果樹の高付加価値化を図る。
- ⑦森林原野化した農用地の保全管理に努める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の営農意向を考慮し、出荷場やハウスなど農業用施設の導入を推進する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村名 (市町村コード)	東村 (473031)
地域名 (地域内農業集落名)	宮城地区 (宮城)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月26日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・宮城地区は、村役場より東へ3～7キロに位置し、海岸沿いの高台に集落があり、農地は山間地に開墾された農地が広がり、一部農地開発事業で整備された土地改良区域がある。
・他地区と比較し担い手農家が引き受け可能な農地は耕作が行われているが、村外地主等が所有する遊休農地も点在している。
・新規参入者はいるものの依然として高齢農家も多く、後継者がいない農家もあるため、地域内外から将来の農地受け手の呼び込みが必要である。
・農業用水等の整備は、宮城本部落・魚泊で整備給水型が整備されているが不十分な状況である。
・将来、中心経営体となる新規就農者及び法人経営等の参入を図り農地の受け手を呼び込む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域で栽培されている作物はパインアップル、かぼちゃ、マンゴーを主体に、その他果樹、花卉等が栽培されており、それらの栽培を推進し、生産物の高付加価値化も推進していく。また、面的に規模の大きな農地や集約可能な農地では、牧草が栽培されており機械化作業による耕作可能な農地は集約を図っていく。その際、周辺農地で栽培されている作物に影響が出ないように耕作農地のゾーニングを検討し団地化を進めていく。
また、地域農業及びコミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者が効率的に営農ができるよう必要な農地の条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	357.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	215.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	4.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農地バンクを通して、担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想到達者、農業生産法人等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等の受け手を中心に集約可能な農地の拡大を進め、担い手農業者への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画で設定した農地を農地中間管理機構を介して貸し付け、出し手・受け手の農地利用及び経営意向を考慮しながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
宮城土地改良地区の面的基盤整備済の農地及び、農地開墾された比較的規模の大きな農地を中心に担い手農業者の意向を踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要な基盤整備等を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
村及び村新規就農者育成センター、村農業委員会、県、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の指導や農地をあっせんし、就農相談から定着まで支援できるよう取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るためJA北部地区営農振興センター農務部による作業受託等の活用を検討する。 宮城地域資源保全の会の農地保全維持活動を支援する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやカラスによる被害が拡大しないよう防止柵の設置を推進・支援する。
- ②土づくりを推進し、有機・減農薬・減肥料農業を段階的に進め、生産物の高付加価値化を図る。
- ③トラクターなどを遠隔操作が可能な農業機械の導入を推進する。
- ⑤パインアップル等果樹の高付加価値化を図る。
- ⑦山間に存在する森林原野化した農用地の保全管理に努める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の営農意向を考慮し、出荷場やハウスなど農業用施設の導入を推進する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村名 (市町村コード)	東村 (473031)
地域名 (地域内農業集落名)	川田地区 (川田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月27日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・川田地区は、村役場より東へ1.5キロに位置し、東漁港前に中心集落があり、農地は福地ダム向け村道及びダム循環線及び山間に開墾された農地が広がり、福地川沿いにも小規模な農地が存在する。
・他地区と比較し担い手農家が引き受け可能な農地は耕作が行われているが、村外地主等が所有する遊休農地も点在している。
・新規参加者はいるものの依然として高齢農家も多く、後継者がいない農家もあるため、地域内外から将来の農地受け手の呼び込みが必要である。
・農業用水等の整備は、給水型の農業用水が農道沿いの各所に整備されている。
・将来、中心経営体となる新規就農者及び法人経営等の参加を図り農地の受け手を呼び込む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域で栽培されている作物はパインアップル、かぼちゃを主体に、その他野菜、ウコン等が栽培されており、それらの栽培を推進し、生産物の高付加価値化も推進していく。また、面的に規模の大きな農地や集約可能な農地は集約化を図っていく。その際、担い手農家の農地が集約されるよう検討を進めていく。
また、地域農業及びコミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者が効率的に営農ができるよう必要な農地の条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	201.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	115.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農地バンクを通して、担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想到達者、農業生産法人等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等の受け手を中心に集約可能な農地の拡大を進め、担い手農業者への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画で設定した農地を農地中間管理機構を介して貸し付け、出し手・受け手の農地利用及び経営意向を考慮しながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地開墾された比較的規模の大きな農地を中心に担い手農業者の意向を踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要な基盤整備等を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
村及び村新規就農者育成センター、村農業委員会、県、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の指導や農地をあっせんし、就農相談から定着まで支援できるよう取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るためJA北部地区営農振興センター農務部による作業受託等の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやカラスによる被害が拡大しないよう防止柵の設置を推進・支援する。
- ②土づくりを推進し、有機・減農薬・減肥料農業を段階的に進め、生産物の高付加価値化を図る。
- ③トラクターなどを遠隔操作が可能な農業機械の導入を推進する。
- ⑤パインアップル等果樹の高付加価値化を図る。
- ⑦山間に存在する森林原野化した農用地の保全管理に努める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の営農意向を考慮し、出荷場やハウスなど農業用施設の導入を推進する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村名 (市町村コード)	東村 (473031)
地域名 (地域内農業集落名)	平良地区 (平良)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月1日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・平良地区は、村の中心集落で役場・JA支店・道の駅サンライズひがしなど村の主要施設が多くあり、本集落の後方、屋の北原にほ場整備された農地があり、西側大宜味村向け山地部には、農地開発事業で造成された農地が広がっている。
・村で最も人口の多い地域で、他地区と比較して農家もいて、担い手農家が引き受け可能な農地は耕作が行われている。しかし、村外地主等が所有する農地もあり遊休化している所もある。
・新規参入者はいるものの依然として高齢農家も多く、後継者がいない農家も見られるため、地域内外から農地受け手の呼び込みが必要である。
・農業用水等の整備は、給水型の農業用水が数か所整備されているが十分ではない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域で栽培されている作物は、パインアップル、かぼちゃ、花卉・観葉を主体に、その他野菜類、サトウキビ等が栽培されており、それらの栽培を推進し、生産物の高付加価値化も推進していく。また、面的に規模の大きな農地や集約可能な農地は集約化を図り、機械作業による営農が可能な作物を推進していく。その際、担い手農家の農地が集約されるよう検討しながら進めていく。

また、地域農業及びコミュニティの活性化のため、地域の内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮し、農業を担う者が効率的に営農ができるよう、必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	311.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	134.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	4.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想到達者、農業生産法人等)への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

また、平良宇出那覇原380-123、380-125、380-126の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年12月1日開催)において地域計画区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に特段支障がないことを確認された。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等の受け手を中心に集約可能な農地の拡大を進め、担い手農業者への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画で設定した農地を農地中間管理機構を介して貸し付け、出し手・受け手の農地利用及び経営意向を考慮しながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
宇出那覇土地改良区及び屋の北原のほ場整備済みの農地、比較的規模の大きな農地を中心に担い手農業者の意向を踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要な基盤整備等を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
村及び村新規就農者育成センター、村農業委員会、県、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の指導や農地をあっせんし、就農相談から定着まで支援できるよう取り組みを展開する。 また、農地所有適格法人や退職後に就農するミドル就農者、副業的就農者についても農地の受け手として確保育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るためJA北部地区営農振興センター農務部による作業受託等の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやカラスによる被害が拡大しないよう防止柵の設置を推進・支援する。
- ②土づくりを推進し、有機・減農薬・減肥料農業を段階的に進め、生産物の高付加価値化を図る。
- ③トラクターなどを遠隔操作が可能な農業機械の導入を推進する。
- ⑤パインアップル等果樹の高付加価値化を図る。
- ⑦山間に存在する森林原野化した農用地の保全管理に努める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の営農意向を考慮し、出荷場やハウスなど農業用施設の導入を推進する。
- ⑩営農型太陽光発電事業の実施については地域計画区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村名 (市町村コード)	東村 (473031)
地域名 (地域内農業集落名)	慶佐次地区 (慶佐次)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月2日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・慶佐次地区は、村役場より南へ4キロに位置し、慶佐次川の河口周辺に本集落が形成されており、集落背後の海岸に向かいほ場整備された農地が広がっている。また、山間にも開墾された比較的規模の大きな農地があり、慶佐次川上流沿いにも小規模な農地が存在する。
・他地区と比較し農家数は少なく若い担い手農家も少ないが、他地区からの担い手農家により、引き受け可能な農地では耕作が行われている。村外地主や未相続の農地等があり遊休化している農地も存在する。
・他地域からの参入者はいるものの依然として担い手農家及び若手農家も少ないため、地域内外から農地受け手の呼び込みが必要である。
・農業用水等の整備は、ほ場整備された地区では各圃場まで整備されている。給水型の農業用水も数か所整備されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域で栽培されている作物は、パインアップル、かぼちゃ、ウコンなどを主体に、その他野菜類、花卉・花木等が栽培されており、それらの栽培を推進し、生産物の高付加価値化も推進していく。また、面的に規模の大きな農地や集約可能な農地は集約化を図り、機械作業による営農が可能な作物を推進していく。その際、担い手農家の農地が集約されるよう検討しながら進めていく。
また、地域農業及びコミュニティの活性化のため、地域の内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮し、農業を担う者が効率的に営農ができるよう、必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	158.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想到達者、農業生産法人等)への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等の受け手を中心に集約可能な農地の拡大を進め、担い手農業者への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画で設定した農地を農地中間管理機構を介して貸し付け、出し手・受け手の農地利用及び経営意向を考慮しながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
慶佐次土地改良区及び、比較的規模の大きな農地を中心に担い手農業者の意向を踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要な基盤整備等を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
村及び村新規就農者育成センター、村農業委員会、県、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の指導や農地をあっせんし、就農相談から定着まで支援できるよう取り組みを展開する。 また、地域外からの農家や農地所有適格法人についても農地の受け手として確保育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るためJA北部地区営農振興センター農務部による作業受託等の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやカラスによる被害が拡大しないよう防止柵の設置を推進・支援する。
- ②土づくりを推進し、有機・減農薬・減肥料農業を段階的に進め、生産物の高付加価値化を図る。
- ③トラクターなどを遠隔操作が可能な農業機械の導入を推進する。
- ⑤パインアップル等果樹の高付加価値化を図る。
- ⑦山間に存在する森林原野化した農用地の保全管理に努める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の営農意向を考慮し、出荷場やハウスなど農業用施設の導入を推進する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村名 (市町村コード)	東村 (473031)
地域名 (地域内農業集落名)	有銘地区 (有銘)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月4日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・有銘地区は、村役場より南へ7キロに位置し、有銘川の河口と山地の間に本集落が形成されており、集落周辺及び有銘川沿い、山間部に農地開発事業で整備された農地が広がっている。また、山間にも開墾された比較的規模の大きな農地が存在する。
 ・他地区と比較し専業で農業経営を行っている農家は少なく、若い担い手農家も少ない。他地区や村外からの担い手農家により、引き受け可能な農地では耕作が行われている。村外地主や未相続の農地等があり遊休化している農地も存在する。
 ・他地域からの参入者はいるものの地域コミュニティへの参画は希薄で、高齢農家及び後継者がいない農家も多く、若手農家も少ないため、地域内外から農地受け手の呼び込みが必要である。
 ・農業用水等の整備は、給水型の農業用水が数か所整備されているが十分ではない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域で栽培されている作物は、パインアップル、マンゴーなどを主体に、その他果樹・野菜類、花卉・花木、牧草・芝等が栽培されており、それらの栽培を推進し、生産物の高付加価値化も推進していく。また、面的に規模の大きな農地や集約可能な農地は集約化を図り、機械作業による営農が可能な作物を推進していく。その際、担い手農家の農地が集約されるよう検討しながら進めていく。
 また、地域農業及びコミュニティの活性化のため、地域の内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮し、農業を担う者が効率的に営農ができるよう、必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	216.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	10.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想到達者、農業生産法人等)への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等の受け手を中心に集約可能な農地の拡大を進め、担い手農業者への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画で設定した農地を農地中間管理機構を介して貸し付け、出し手・受け手の農地利用及び経営意向を考慮しながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
有銘土地改良区及び、比較的規模の大きな農地を中心に担い手農業者の意向を踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要な基盤整備等を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
村及び村新規就農者育成センター、村農業委員会、県、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の指導や農地をあっせんし、就農相談から定着まで支援できるよう取り組みを展開する。 また、地域外からの農家や農地所有適格法人についても農地の受け手として確保育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るためJA北部地区営農振興センター農務部による作業受託等の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやカラスによる被害が拡大しないよう防止柵の設置を推進・支援する。
- ②土づくりを推進し、有機・減農薬・減肥料農業を段階的に進め、生産物の高付加価値化を図る。
- ③トラクターなどを遠隔操作が可能な農業機械の導入を推進する。
- ⑤パインアップル等果樹の高付加価値化を図る。
- ⑦山間に存在する森林原野化した農用地の保全管理に努める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の営農意向を考慮し、出荷場やハウスなど農業用施設の導入を推進する。